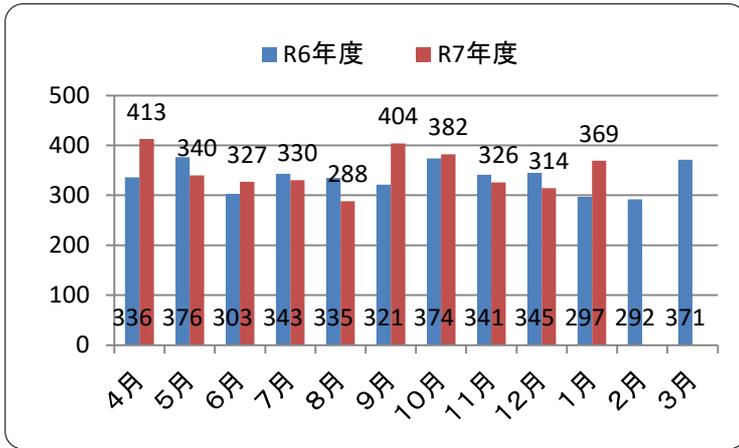


消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター
令和 8年1月末現在

相談件数



	R6年度 (件数)	R7年度 (件数)	対前年比 (%)
10月	374	382	102.1
11月	341	326	95.6
12月	345	314	91.0
1月	297	369	124.2
2月	292	-	-
3月	371	-	-
上半期計	2,014	2,102	104.4
下半期計	2,020	1,391	68.9
合計	4,034	3,493	86.6

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	商品一般	45	12.2	不審な電話、覚えのない荷物、覚えのない請求
2位	金融・保険サービス	38	10.3	消費者金融、暗号資産・FX投資、生命保険
3位	他の役務	33	8.9	質疑応答サービス、火災保険申請サービス、外食
4位	保健衛生品	31	8.4	美容クリーム、遠近両用眼鏡、育毛剤
5位	食料品	29	7.9	健康食品、滋養強壮剤、米

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	保健衛生品	14	14.0	シミ取りクリーム、遠近両用メガネ、白髪染めシャンプー
2位	食料品	13	13.0	健康食品、魚介類、米
3位	金融・保険サービス	12	12.0	消費者金融、投資話、クレジットカード、生命保険
4位	運輸・通信サービス	11	11.0	インターネット回線、携帯電話、公共放送、固定電話
5位	商品一般	9	9.0	不審な電話、覚えのない荷物

《相談の傾向》

● 一回だけのつもりが初回のみで解約する場合は差額を請求された！定期購入にご注意

「SNS等の広告で『初回のみ格安価格で提供』『解約不要』『いつでも解約可能』という触れ込みに惹かれて注文したことがきっかけで定期購入トラブルに繋がった」という相談事例が後を絶ちません。最近の事例では、販売店に初回のみでの解約を申し出たところ応じては貰えるものの、初回価格よりも何倍もの解約手数料を請求されてしまい、少額で商品を試そうとした結果、何倍ものお金を失うというトラブルに繋がっています。

通信販売はクーリング・オフの適用がなく、解約や返品はサイトの規定に則って行われることとなります。ネット通販を利用する際は慎重に契約を行いましょう。

● 簡単に稼げることを謳った投資話は「嘘」です！

「スマホで副業の広告やSNSの投稿を見たことがきっかけで暗号資産やFX投資の自動売買ツールに入金し、利益が出たので出金しようとしたが手数料を求められた。支払ったのに一向に出金出来ない」という怪しい投資に関する相談が多く寄せられています。どの事例も「高額収入、配当」「誰でも」「簡単に」等という甘い言葉で消費者を誘い、データ上では利益が出ていると見せかけて消費者により一層の投資を煽り、手数料と称してさらに金銭を要求されているケースが非常に多いです。そして「利益が出たらすぐに回収出来る」と言って消費者金融への借り入れを迫り、高額な金銭を支払わせるにも関わらず報酬や利益は得られない為、後に残るのは借金のみという状況に陥っている深刻な事例も寄せられています。

甘い言葉を鵜呑みにせず、安易に信用しないようにしましょう。

新潟市消費生活センター(相談専用) 025(211)2370